兵庫県公報

令和７年４月１日　火曜日　　号　　外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

規　　則　　ページ

○ 県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民躍動課）…… 2
○ 食品衛生に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 3
○ 住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅政策課）…… 4

公布された法令のあらまし

◎県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例の一部改正により、特定非営利活動法人が行う書類の作成、備置き及び閲覧について、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができるとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎食品衛生に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第29号）

食品衛生法施行規則の一部改正により、食品衛生責任者の資格の種類に管理栄養士が追加されることに伴い、食品営業許可申請書の様式について所要の整備を行うこととした。

◎住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

住宅改修業者の登録に係る申請手続等における申請者の負担軽減等を図るため、住宅改修業登録申請書の添付書類を簡素化するとともに、住宅改修業登録に係る様式の見直しを行うこととした。

規　　則

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県条例第28号

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の３条を加える。

（電磁的記録による作成の方法）

第26条　条例第48条第２項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により行わなければならない。

（電磁的記録による備置きの方法）

第27条　条例第48条第２項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1)　作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2)　書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

２　特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第28条　条例第48条第２項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

食品衛生に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第29号

食品衛生に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第２号（第１面）の部中

「□栄養士　□その他（　　）」

を

「□栄養士　□管理栄養士　□その他（　　）」

に、改める。

住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第30号

住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住宅改修事業の適正化に関する規則（平成18年兵庫県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第１号イ及びウ並びに同項２号ア及びイ中「並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び」を「及びその役員の」に改める。

様式第６号中「氏名（」を「商号又は氏名（」に改める。

様式第７号中

「

変更年月日	年　月　日	
変　更　理　由		
変　更　事　項	変　更　前	
	変　更　後	
登　録　番　号	第　　号	
登　録　年　月　日	年　月　日	

」

を

「

登　録　番　号	第　　号
登録年月日	年　月　日

<table>
<tr><td>変 更 事 項</td><td colspan="3">□商号、氏名、名称若しくは住所又は法人である場合の代表者の氏名
□営業所の名称又は所在地
□登録住宅改修業者が法人である場合の役員の氏名
□登録住宅改修業者が未成年者である場合の法定代理人の氏名又は住所
□契約主任者の氏名又は所属営業所の名称
□技術主任者の氏名又は所属営業所の名称
□業として行う住宅改修工事の種類
□登録住宅改修業者が建設業法第３条第１項の規定による許可を受けている場合の許可の種類、許可番号又は許可年月日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変 更 内 容</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　□については、該当するものに「レ」を記入してください。

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則様式第７号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則様式第７号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。